

# 消費・安全局 設置から半年間のとりくみのポイント

平成16年1月  
農林水産省消費・安全局

## 食品安全委員会との適切な関係の構築

食品のリスク評価を行う食品安全委員会に対し、順次、**食品健康影響評価を依頼**していません。また、食品安全委員会、農林水産省、厚生労働省などと**定期的な連絡会議を開催**し、情報交換を進めています。

< 食品健康影響評価依頼をした事項 >

- ・ 動物用医薬品2品目及び動物用医薬品のうち評価が必要でないものの範囲の照会、飼料添加物1品目(8月5日)
- ・ 養魚用飼料添加物2品目、アルカリ処理した液状肉骨粉などの肥料への利用(8月25日)
- ・ 動物用医薬品1品目、BSE発生国からの牛受精卵の輸入停止の解除(10月31日)
- ・ 牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格などの改正、動物用医薬品1品目、遺伝子組換え作物を含む飼料1品種、豚由来肉骨粉等の鶏・豚・養魚用飼料への利用(11月11日)
- ・ 抗菌性飼料添加物などにより選択される薬剤耐性菌が人の医療に影響を及ぼす可能性、普通肥料(焼成りん肥、混合汚泥肥料、熔成汚泥灰複合肥料)の公定規格の変更又は設定(12月8日)
- ・ 動物医薬品2品目(12月18日)

## 食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会の運営

### 消費・安全分科会

新たに設置された食料・農業・農村政策審議会**消費・安全分科会**(分科会長:山本豊上智 大学法学部教授)において、食料の消費の改善や安全性の確保に関する施策について、審議を開始しました(第1回:8月7日)。

### 家畜衛生部会

消費・安全分科会に**家畜衛生部会**を設置し(部会長:田嶋尚子東京慈恵会医科大学教授)、家畜の飼養衛生管理基準や特定家畜伝染病防疫指針などに関する審議を開始しました(第1回、9月22日)。

- ・ 飼養衛生管理基準:衛生管理小委員会(第1回:11月28日)
- ・ 特定家畜伝染病防疫指針
  - 牛豚等疾病小委員会(第1回(口蹄疫):12月16日)
  - 家きん疾病小委員会(第1回(高病原性鳥インフルエンザ):12月18日)

## 農薬の適正使用の推進と取締などの実施

### 農薬の容器又は包装の表示に関する一斉点検の実施

農薬の容器又は包装の表示について農薬製造者に対し一斉点検を指示し、誤表示をした農薬製造者24社に対して、回収状況、原因究明、再発防止策などについて報告命令などを行いました。また、これらの誤表示の状況を公表しました(7月23日、8月5日、8月13日、9月4日、11月21日)。

### 無登録農薬の立入検査などの実施

無登録農薬の製造販売に関して関係業者などへの立入検査などを実施するとともに(7月3日、7月4日、8月6日)、全都道府県に対し取締の徹底を指示しました(7月10日)。また、この無登録農薬に関する取締の実施状況を公表しました(7月11日)。

### 農薬に関するパブリックコメントの募集、回答の公表

農薬使用基準などの策定に当たって、関係者の意見を反映させる観点から、順次、パブリックコメントを実施しています。

- ・ 農薬使用基準(募集:7月23日～8月22日、回答:9月19日)
- ・ 農薬(マレイン酸ヒドラジド)の検査方法(募集:7月23日～8月22日、回答:9月10日)
- ・ 特定防除資材の評価指針(募集:8月4日～9月3日、回答準備中)

### マイナー作物の暫定農薬使用の承認

使用できる農薬が少ない地域特産的作物(マイナー作物)について類似性の高い作物のグループ化を図り、グループ化のできないものについては、当分の間、農林水産大臣が都道府県知事から申請された作物を承認することとしています。マイナー作物の暫定農薬使用については、12月まで順次、承認を行い、承認数を拡大しました(第4回:7月29日、第5回:9月12日、第6回:12月22日)。第1回から第6回までの承認状況(承認数:合計約9,000件)については、都道府県ごとに一覧表にとりまとめ、公表することとしています(1月中を予定)。

### 住宅地などに対する農薬の飛散防止

農薬については、飛散することで人畜に危害を及ぼすおそれがあります。このため、公共施設や住宅地に近接する場所での病虫害の防除について、極力、農薬散布以外の方法をとるべきことや、やむを得ず農薬を使用しなければならない場合の注意事項などを定め、農薬使用者などに対する遵守指導を行うよう、都道府県や関係者に通知を発出しました(9月16日)。

### 病虫害防除基準の適正化

都道府県が定める病虫害の防除基準などについて、一部の県に誤記載があったことから、病虫害防除基準等の誤記載について都道府県に対し指導を行いました(7月7日)。あわせて適正化措置の実施状況などについて調査を行い、その結果を公表しました(8月20日)。

## BSE対策の推進

### 死亡牛のBSE全頭検査の実施

24か月齢以上の死亡牛全頭のBSE検査については、16年4月の完全実施に向けて準備を進めていますが、現在、検査実施県数を40都府県まで拡大したところです。また、その検査結果については、毎月公表しています(7月30日、8月29日、9月30日、10月28日、11月28日、12月26日)。

### カナダにおけるBSE発生への対応

カナダのBSE発生を契機とする米国との協議について合意し、カナダ産の牛肉などが米国経由で輸入されないための体制を確立しました。

- 7月 9日 カナダでのBSE発生に伴う海外調査(6月22日～29日)の結果について公表
- 7月12日 亀井農林水産大臣がヴァンクリフ・カナダ農業・農産食料大臣と会談
- 8月 8日 カナダにおけるBSEの発生を契機とする米国との協議の結果を公表
- 9月 1日 米国 - 日本間の「輸出証明プログラム」を実施

### 米国におけるBSEの発生への対応

米国における初めてのBSE発生を受け、同国からの牛、めん羊・山羊、これらに由来する肉製品など(肉、臓器、これらを原料とした加工品など)の輸入検疫証明書の発行を一時停止し、輸入停止措置を講じました(12月24日)。在日米国大使館からBSEの発生について説明を受け、情報交換を行いました(12月24日)。

米国側からの説明を受けるなどのため、米国政府と食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省・外務省が会合を行いました(12月29日)、日本側からは、今回のBSE感染牛の由来などのさらにくわしい情報や、米国におけるBSE対策の現状についての説明を求めるとともに、現時点で牛肉貿易の再開条件を議論するのは時期尚早との考えを示しました。

### 我が国におけるBSE発生への防疫対応

第18回BSEに関する技術検討会・第7回BSE疫学検討チーム合同検討会を開催し、BSE疫学検討チーム報告書をとりまとめました(9月30日)。

9月29日に茨城県のと畜場で処理された牛が、10月6日に開催された厚生労働省の専門家会議において「非定型的なBSE」と判断されました(8例目)。これを受けて、第19回BSEに関する技術検討会を開催し(10月7日)、専門家からの助言を受けて、防疫対応については再度検討することとしました。

第20回BSEに関する技術検討会を開催し、8例目の「非定型的なBSE」については、従来のBSEと同様の防疫対応を行うべきこと、感染源・感染経路の調査については従来のものと同様に飼料が重要であることなどについて、委員から助言を受けました(10月22日)。これを受けて、患畜の同居牛(疑似患畜)は現行のBSE検査対応マニュアルに基づいて、順次、殺処分を行い、BSE検査の上、11月までに焼却を終了しました。また、患畜に給与された飼料の状況を公表し(10月22日)、該当する飼料の製造工場への立入検査を実施しました。

10月29日に広島県のと畜場で処理された牛が、11月4日に開催された厚生労働省の専門家会議においてBSEと判断されました(9例目)。これを受けて、疑似患畜の特定を進め、順次、殺処分を行い、BSE検査の上、12月上旬までに焼却を終了しました。また、9例目の特性を踏まえた感染源・感染経路の究明を進めています。さらに、疑似患畜に該当する牛や、患畜に給与された飼料の状況を公表し(11月18日)、該当する飼料の製造工場への立入検査を開始しました(11月20日)。

## 牛のせき柱を含む飼料、肥料などの取扱いについて

牛のせき柱については、食品安全委員会から「特定危険部位に相当する対応を講じることが必要」とリスク評価されました(11月21日)。これを受け、農林水産省では、牛のせき柱及び死亡牛を原料とした飼料、肥料の製造禁止をはじめとした、新たなリスク管理措置を講ずることとしています。

このため、新たなリスク管理措置への円滑な移行と、BSEの新たな感染の防止の更なる徹底を図るため、新たなリスク管理措置に適合した飼料と肥料原料の製造基準の基本方針を策定し、在庫肥飼料の牛への誤用・流用防止の徹底のための在庫肥飼料に関する製造、販売及び使用に関する措置を講じるとともに、飼料製造工程などでの交差汚染防止の徹底を図るよう、都道府県などに通知を発出しました(12月26日)。

## コイヘルペスウイルス病への対応

10月中旬頃から茨城県の霞ヶ浦で見られたコイの大量死について、調査を行った結果、コイヘルペスウイルス病の可能性が高いと判断されました。このため、その旨を公表するとともに、養殖業者に対し出荷自粛を要請しました(11月2日)。専門家による技術検討会(第1回)を開催して、コイヘルペスウイルス病であることを最終的に確認し、まん延防止措置をとりまとめました(11月6日)。

12月末現在、23都府県でコイヘルペスウイルス病が確認されていますが、出荷自粛、病気にかかった魚の処分などの全国統一的なまん延防止措置がとられています。感染経路については、技術検討会(第2回:11月14日、第3回:12月19日)を開催して専門家から助言を受け、関係都府県とも連携しながら、全国的な調査を進めているところです。

コイヘルペスウイルス病のまん延防止措置として、新たにコイヘルペスウイルス病まん延防止事業を創設し、まん延防止命令(焼却・埋却・消毒命令)の実施に要する経費や、調査・検査に関する費用などに対する助成を講ずることを公表しました(12月10日)。あわせて、コイヘルペスウイルス病についてわかりやすい情報を提供するため、コイヘルペスウイルス病に関するQ&Aを作成し、公表しました。

## 食品表示の適正化

### 不正表示に対する厳正な対処

食品表示については、職員約2,000名体制で調査を実施し、不正表示が発見された場合には、JAS法に基づく指示、公表も含めて厳正に対処しています。また、日常的な監視業務として、食品表示の一般調査を実施(半年ごとにとりまとめ、11月21日に15年度上半期分を公表)するほか、消費者の特に関心の高い品目については、特別調査を実施しています。

- ・ 食品表示ウォッチャーによる食品表示状況モニタリング報告を公表(第1回:9月11日、第2回:12月25日)
- ・ うなぎ加工品の原料原産地表示の特別調査(7月22日～9月10日)
- ・ 有機農産物の認定生産行程管理者の調査(8月下旬～12月中予定)
- ・ 新米の品質表示の特別調査(9月24日～12月中予定)
- ・ 乾しいたけの産地表示の追跡確認調査(11月11日～1月中予定)
- ・ 加工食品の表示実施状況調査の結果を公表(上半期、12月3日)

うなぎ加工品の原料原産地表示については、調査の結果、125小売店舗と8加工業者で不適正な表示が認められました。不適正な表示が認められた小売店舗と加工業者に対しては、改善指導を実施しその改善を確認するとともに、調査結果を公表しました(10月24日)。このうち、誤表示が長期化していた1小売業者と、同様の違反が判明した1小売業者に対しては、JAS法に基づく指示を発出し公表しました(10月24日)。

新米の品質表示については、12月3日時点の実施状況を公表しました(12月19日)。表示内容を調査した精米製品のうち4.7%(のべ1,585点)に表示事項の欠落などを確認しました。欠落などの不適正な表示がなされていた製品はその場で指導を行うとともに、必要に応じて文書指導を行い、改善状況を確認しています。DNA分析による品種判別で表示と異なる品種混入の疑いのある反応があった製品(8.0%、44点)、新鮮度判定で古米混入の可能性のある反応があった製品(1.4%、14点)については、個別にさかのぼって調査を行うこととしており、販売業者や精米業者に発生原因があった場合は、指示、公表などの厳正な措置を講ずることとしています。

## 表示110番、食品表示ウォッチャーの活用

「食品表示110番」や「食品表示ウォッチャー」(約3,800名の設置を予定)を活用した食品表示の監視を実施しています。食品表示110番による監視結果については毎月、食品表示ウォッチャーによる監視結果については概ね四半期ごとにとりまとめています。

## 食品表示ルールの制定・見直し

関係省庁が連携した「食品の表示に関する共同会議」において、食品の表示基準について調査・審議を進め、報告書「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」を公表しました(8月6日)。これに基づいて調査・審議をさらに進め、「原料原産地表示を義務づけるべき加工食品の品目について(品目群リスト)」を作成し、公表しました(11月12日)。「品目群リスト」に関しては、公開ヒアリングを全国9ヶ所で開催することとしており、このうち、東京会場については、12月中旬に4日にわたって開催しました。

また、同会議において、報告書「生鮮食品の原産地表示の今後のあり方について(畜産物を中心とした現行制度の見直し)」を公表し、外国から輸入し、国内でと畜して生産した畜産物の表示の特例、いわゆる3ヶ月ルールを廃止すべき、地名を冠した銘柄畜産物について、原産地の都道府県と銘柄の都道府県が異なる場合、銘柄に加えてJAS法上の原産地を都道府県名などで表示すべきと対応方向を示しました(12月22日)。

食品生産情報を消費者に正確に伝えていることを第三者機関が認定する、生産情報公表JAS規格を牛肉について制定し、12月1日から施行するとともに、新たに「生産情報公表JASマーク」を定め、告示しました(11月25日)。

・ 生産情報公表JASマーク



## 食品表示・JAS規格に関する意見交換・情報提供など

食品表示制度を一覧できるわかりやすいパンフレットの配布や、食品表示に関する一元的な相談窓口の運営に取り組んでいます。さらに、食品表示地域フォーラムを開催し、パブリックコメントなどを実施しています。

- ・ 食品表示地域フォーラム(全国10ヶ所で開催予定)

10月20日:熊本県、10月29日:神奈川県、11月28日:新潟県、12月2日:広島県  
12月5日:宮城県、12月19日:岐阜県

- ・ パブリックコメント・意見募集の実施

・ 食酢のJAS規格・品表改正案等12規格・基準(募集結果の公表:7月18日)  
・ 生産情報公表牛肉のJAS規格制定案等17規格・基準(募集結果の公表:10月9日)  
・ 「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」(募集結果の公表:11月12日)  
・ 生産情報公表豚肉のJAS規格制定案(募集:10月15日~11月14日)  
・ しょうゆのJAS規格・品質表示改正案等12規格・基準(募集:11月11日~12月10日)  
・ 原料原産地表示を義務づけるべき加工食品の品目について(募集:11月12日~12月24日)

## リスクコミュニケーションの推進

農林水産大臣と消費者等との懇談会を定期的に行っています。地方段階においても、随時、地方農政局ごとに関係者との懇談会を開催しています。また、残留農薬をはじめ、個別テーマごとのリスクコミュニケーションを順次行っていきます。

- ・ (独)農林水産消費技術センターのホームページに「食の安全・安心情報交流ひろば」を設置し、食の安全・安心情報の提供を開始(7月1日)
- ・ 農林水産大臣と関係団体等との意見交換会(7月7日)
- ・ 農林水産大臣と消費者等との定例懇談会(第1回:7月17日、第2回:11月13日)
- ・ 食の安全・安心に関する意見交換会など

8月24日:山梨県、9月8日:東京都、9月26日:石川県、10月7日:熊本県、  
10月31日:北海道、11月5日:愛知県、11月11日:沖縄県、11月18日:宮城県、  
11月28日:大阪府、12月5日:福岡県、12月16日:広島県 など

- ・ 食品に関するリスクコミュニケーション(消費者団体との施策意見交換会)

残留農薬(9月10日、9月30日)、家畜に使用する抗菌性物質(11月10日)、  
汚染物質の国際的リスク管理手法(11月19日)、食品表示(11月26日)、  
牛肉のトレーサビリティ(12月12日)、カドミウム(12月12日)